

議第10号議案

病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の評価を新たに求める意見書の提出

病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の評価を新たに求め、関係行政機関へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成29年9月22日提出

健康福祉・医療委員会

委員長 今野典人

病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の評価を新たに求める意見書

高齢化の進展により、2025年には横浜市の高齢者人口が100万人を超えると推計されており、医療・介護の需要は急速に増加している。これらの需要に対応するためには、地域医療や介護サービスの提供を支える医療・介護人材の確保が不可欠である。

しかし、事業者における医療・介護人材の確保は困難な状態が続いており、特に介護人材は、賃金が低いことやキャリア形成を十分に行う労働環境が整備されていないことなどから、確保するのが難しい状況にある。

厚生労働省は、こうした課題への対応として、平成21年度から平成23年度までは介護職員処遇改善交付金により、平成24年度からは当該交付金を介護報酬に移行して創設した介護職員処遇改善加算の制度により、介護職員の賃金改善を図ってきた。また、平成27年度及び平成29年度の改定では、介護職員の資質向上や雇用管理の改善、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、それぞれ事業者による取り組みが促進されるよう拡充してきた。

一方、病院に勤務する看護補助者は看護師長及び看護職員の指導のもと、食事、清潔、排せつ、入浴、移動等の療養生活上の世話など、介護事業所に勤務する介護職員と同様の業務も行っているが、看護補助者には、こうした処遇改善を目的とした診療報酬上の加算がない。

また、看護職員の負担軽減のため設けられた急性期看護補助体制加算や看護補助加算は看護補助者の処遇改善を目的としたものではないため、病院において、看護補助者の勤務環境を整備することが困難な状況にある。

よって、政府におかれては、病院における円滑な看護補助者確保のため、介護報酬制度上の介護職員処遇改善加算に準じる看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度を創設するよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長

松本 研